

「第4次愛知県環境基本計画 中間とりまとめ」に対する県民意見の募集結果

1 意見募集期間

平成26年2月25日（火）から平成26年3月31日（月）まで

2 提出方法

所定の様式に居住市町村名、年齢、性別、職業を記入の上、郵便、ファクシミリ又は電子メールにより提出

3 応募状況

提出人数 9人、提出件数 33件

(1) 提出方法

電子メール	ファクシミリ	郵便	合計
3	6	0	9

(2) 性別

男	女	不明	合計
6	2	1	9

(3) 年代別

～20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	合計
0	0	1	1	3	1	3	9

(4) 地域別

名古屋	尾張	海部	知多	西三河	東三河	合計
3	4	0	2	0	0	9

(5) 職業別

会社員	公務員	団体職員	医師	主婦	無職	合計
2	1	1	1	2	2	9

番号	該当箇所	御意見の概要	対応案
1	総論	日本一のモノづくり地域とひとくくりにしているが、県内の地域差も現実にあり、県内をいくつかのブロックに分けたきめ細かい計画づくりが必要と考える。	本計画は、本県の環境関係の個別計画の上位計画であり、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るもので。なお、各個別計画では、地域の特性などを踏まえた具体的な施策を掲げております。
2	第1章 計画の基本的事項	<p>「あいちの環境」を取り巻く状況として、現況が記述されているが、第4次計画は、あくまでも第3次計画を引き継ぐものであるはずなので、これまでの第3次愛知県環境基本計画における施策や数値目標等が達成されたのかどうかについて、まずは十分かつ詳細な検証・評価を行い、記述する必要がある。本来、前の計画の検証・評価がなければ次の計画を策定することはできないのではないか。せっかくの数値目標の意義も失う。これではとても「環境首都」を名乗ることはできないと思う。現状追認的な施策に終始しないためにも、前の計画の検証・総括をきちんと行い、記述して残すよう求める。</p> <p>第3章で計画の目標について説明し、その最後で数値目標を示した表にも、第3次計画の数値目標と比較しての達成状況がないので、第3次計画の数値目標の達成状況も記載するよう求める。</p>	<p>今回の計画の策定に当たっては、愛知県環境審議会において、第3次計画の取組状況等の検証・評価を行い、その上で第4次計画の内容について検討を行っていただいております。</p> <p>なお、第3次計画の数値目標の達成状況については、毎年度、環境白書において掲載・公表しております。</p>

3	第2章 「あいちの環境」を取り巻く状況 1 社会経済情勢の変化 (5) 東日本大震災による影響	<p>p.11 で東京電力福島第一原発事故には触れているが、脱原発を目指す必要性への言及がない。「あいちビジョン2020」では、「原子力への依存度の低減が求められる中、地域のエネルギー資源の活用とともに、省エネ、効果的なエネルギー利用、分散型エネルギーシステムに向けた取組が必要。」としているので、少なくともこの程度の認識を示すことは必要であるので記載するよう求める。</p> <p>計画では、低炭素と循環という表現が目立つが、低炭素は、発電時には CO₂ を排出しないなどとして原子力発電の活用の道を拓げることにつながりかねない。原子力発電が環境的にも経済的にもリスクの高い電源であることは、計り知れない犠牲の上によく社会が認識するに至った。低炭素が原子力発電活用に結びつくものではないことを明確にするために、本計画では、脱原発の必要性を明確に示すよう求める。</p>	本計画中、「2 環境の状況 (2) 温室効果ガス」(15・16 ページ)において、「地域全体で省エネルギーの取組とともに、再生可能エネルギーの活用などにより、化石燃料からの転換を進めていくことが必要です」と記述しています。
4	第2章 「あいちの環境」を取り巻く状況 2 環境の状況 (2) 温室効果ガス	温室効果ガス排出量に関して、愛知県では産業部門の割合が多い。中間とりまとめでは「事業者による自主的取組の一層の推進」を期待するにとどまっているが、自主的取組だけでなく削減目標達成に向けて、県の強い指導や何らかの規制が必要ではないか。	産業部門から排出される温室効果ガスは、基準年度比で 10.1% 減少（平成 22 年度）していますが、本県における活発な産業活動を反映して、本県における温室効果ガスの総排出量の約半分を占めています。このため、「あいち地球温暖化防止戦略 2020」に基づき、地球温暖化対策計画書制度や CO ₂ 排出削減マニフェスト制度の策定・公開を通じた自主的な対策の促進や、省エネ対策や地球温暖化対策に関する情報の提供や技術支援による人材育成などの取組により、事業活動に伴う温室効果ガスの排出原単位や排出量の低減を図ってまいります。

5	第2章 「あいちの環境」を取り巻く状況 2 環境の状況 (3) 騒音・振動・悪臭	騒音の環境基準、要請限度を超過している地区は、早急に改善が必要である。「道路構造の改善や交通流の円滑化などの対策」待ちでなく、車線規制や速度規制など早急な対策を講じるべきである。	「あいち自動車環境戦略 2020」では、道路構造対策や沿道の環境改善対策などに加えて、交通需要の調整・低減などの各種施策を関係者が協働して総合的に推進していくこととしており、引き続き積極的に取組を進めてまいります。
6	第3章 計画の目標	「環境首都あいち」とあるがなぜ首都なのか。先進環境都市など県民が作り上げるイメージを前面に出してほしい。	本県の持つ高い産業力・技術力と愛知万博・COP10を通じて培われた県民の高い環境意識という、他の地域にはない特徴を持つ本県の強みを生かし、環境施策においてトップランナーである「環境首都あいち」として、持続可能な社会づくりに大きく貢献していくことが必要であると考えております。
7	第3章 計画の目標	単に、環境政策においてトップランナーである「環境首都あいち」を実現するということではなく、環境と社会経済との調和（両立）という観点から、愛知県を含む地域への首都機能の移転を視野に入れた中での「環境首都あいち」を目指すという形がベストではないか。	本計画では、目標として「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」を掲げており、県民、事業者、NPO、行政といったあらゆる主体の取組と主体間の連携・協働によって、その実現を目指してまいります。
8	第3章 計画の目標	目標として設定された「環境と経済の調和のとれたあいち」「安全で暮らせるあいち」「県民が行動するあいち」は、S（安全・安心）+ 3E（供給安定性・経済性・環境性）に沿った環境施策の方向であると捉えており、賛同する。	御指摘の3つのあいちを基調とした地域づくりを進めることで、本計画の目標として掲げる「県民みんなで未来へつなぐ『環境首都あいち』」の実現を目指してまいります。
9	第3章 計画の目標 3 2020年度までの施策展開における「主要目標」	2020年度までに全項目及び全地点での大気、水質の環境基準達成を目標としていることは評価するが、現在達成率0%の光化学オキシダントを始め、2020年度目標達成に向けての具体的道程をどこかで示すべきである。年度ごとの目標も立てるべきである。	本計画に掲げた施策・目標については、「第5章 計画の推進」に掲げたPDCAサイクルによって、適切な進行管理に努めてまいります。また、施策の進捗状況については、環境白書などにより県民の皆様にお示してまいります。

10	第4章 2020年度までの環境施策の方向	<p>県の最上位の基本計画ではあるが、理想論的言葉の羅列にみえる部分もある。〇〇の推進、〇〇の促進などと謳うばかりでなく、県職員数万人が率先して手を出す内容を盛り込むべきであると考える。県は県内最大規模の組織体である。</p>	<p>県の主な施策・取組については、「第4章 2020年度までの環境施策の方向」に記載しておりますが、その中で、県の率先行動について記載しております。</p> <p>本県では、県が環境に配慮した取組を自主的に推進していくために策定した「愛知県庁の環境保全のための行動計画－あいちエコスタンダードー」に基づき、事務・事業全般にわたる環境負荷の継続的低減活動の実施に取り組んでおり、引き続き、環境負荷の低減に取り組んでまいります。</p>
11	<p>第4章 2020年度までの環境施策の方向 1 「環境と経済の調和のとれたあいち」に向けて ◆事業活動に伴う温室効果ガス排出量の抑制</p>	<p>発電と同時にその廃熱を利用でき、省エネルギー性が高いだけでなく、電源構成の多様化や災害時のエネルギーセキュリティ向上にも寄与するコーポレートガバナンスは、分散型エネルギーシステムの一つとして、現在、見直し中の「エネルギー基本計画」においても重視されている。</p> <p>また、原発依存度が可能な限り低減される中、我が国のCO₂排出量の削減対策としては「クリーンな天然ガスへのエネルギーシフト・高度利用」の拡大が有効な手段である。特に、我が国の産業部門における天然ガスのシェアは1割程度にとどまっており、今後、産業部門の熱需要を中心に、天然ガスの利用拡大を積極的に推し進めることが重要である。</p> <p>エネルギー使用の効率化の記述箇所において、生産工程の改善と併せて、コーポレートガバナンスを含む分散型エネルギーシステムの導入についても記述されたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、「生産工程の改善などにより、一層のエネルギー使用の効率化を推進する必要があります。」を、「生産工程の改善やコーポレートガバナンス、省エネ設備等の導入などにより、一層のエネルギー使用の効率化を推進する必要があります。」とします。</p>

12	<p>第4章 2020年度までの環境施策の方向 1 「環境と経済の調和のとれたあいち」に向けて ◆社会の低炭素化に貢献する製品製造と新たな環境産業の創出</p>	<p>「低炭素型製品」とは何か。用語解説にもない。市民に分かり易い用語にすべきである。使用するのであれば、どこかで分かり易い説明をすべきである。</p>	<p>「低炭素型製品」とは、省エネタイプのエアコンや冷蔵庫、ハイブリッド自動車や電気自動車等のエコカーなど、消費電力量等が少なく、CO₂排出量の削減に貢献する製品全般を指します。 なお、御意見を踏まえ、用語解説に「低炭素型製品」を記載します。</p>
13	<p>第4章 2020年度までの環境施策の方向 1 「環境と経済の調和のとれたあいち」に向けて 資源循環に向けた取組分野</p>	<p>廃棄物処理は「地域内処理」が原則であるが、資源循環型社会が愛知県内だけで完結できるか。近隣県との共同が必要ではないか。例えば木材資源は源流から下流までの流域圏としてのとらえ方と取組が必要になる。近隣県との共同の視点を加えるべきである。</p>	<p>資源循環型社会の形成に向けては、地域の特性や資源の性質等に応じた資源循環の仕組みづくりを進めていくことが必要です。「新・あいちエコタウンプラン」に基づき、国、近隣県とも連携・協調しながら、廃棄物や未利用資源の収集・リサイクル等の循環ビジネスの活性化を図るなど、資源循環型社会の形成を進めてまいります。</p>
14	<p>第4章 2020年度までの環境施策の方向 2 「安全で快適に暮らせるあいち」に向けて ◆健康で安全な暮らしができる環境の確保</p>	<p>知多市の北部地域においては、降下ばいじんの比較的多い地域が存在し、降下ばいじんに関する苦情も多く発生していることから、引き続き対策が必要な問題として、第3次計画に引き続き第4次計画に位置づけていただきたい。</p>	<p>本県では、一部臨海部で発生している降下ばいじん対策として、大気汚染防止法や県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく工場等への規制・指導などの対策を実施しており、本計画中、「◆健康で安全な暮らしができる環境の確保」(39 ページ)において、県の主な施策・取組として【大気環境の保全】規制・指導の実施（大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙、粉じんに関する工場・事業場への規制・指導など）を記述しております。</p>

15	第4章 2020年度までの環境施策の方向 2 「安全で快適に暮らせるあいち」に向けて ◆再生可能エネルギーの利用促進によるエネルギーの地産地消	<p>天候に左右され、発電量が不安定である太陽光発電などの再生可能エネルギーを安定的に利用する方策として、コージェネレーションとの組み合わせは有用である。「エネルギーポートあいち」概要版（P7）においても「天候や日照条件等により常時、電圧が変動し、出力が不安定。蓄電池やコージェネ等との組み合わせにより出力を安定化させるシステムの構築が必要」とあり、蓄電池だけでなく、コージェネレーションを付記すべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、「■再生可能エネルギーを安定的に利用するための蓄電池の導入促進」を、「■再生可能エネルギーを安定的に利用するための蓄電池、コージェネレーション等の導入促進」とします。</p>
16	第4章 2020年度までの環境施策の方向 2 「安全で快適に暮らせるあいち」に向けて ◆再生可能エネルギーの利用促進によるエネルギーの地産地消	<p>「エネルギーの地産地消」の提起は賛成である。その中身として市民参加と資本や利益還元も地元優先とする視点を加えるべきである。</p>	<p>御意見については、再生可能エネルギー等の利用拡大方策の参考とさせていただきます。</p>
17	第4章 2020年度までの環境施策の方向 2 「安全で快適に暮らせるあいち」に向けて ◆環境と自動車利用の調和した社会の実現	<p>「環境と自動車利用が調和した社会づくり」を提起しているが、具体的な姿が見えない。現状のどこをどう変えるのか具体的に書くべきである。自動車から環境負荷の少ない公共交通機関への転換をめざすことを掲げるべきである。</p>	<p>「あいち自動車環境戦略 2020」の目標である「安心・快適な暮らしを支え、環境と自動車利用が調和した社会」の実現に向け、他の交通手段との適切な役割分担のもとで、自動車が環境に優しい交通手段となるよう取り組んでいます。</p>

18	<p>第4章 2020年度までの環境施策の方向</p> <p>2 「安全で快適に暮らせるあいち」に向けて</p> <p>◆環境負荷の少ない快適な都市・地域基盤づくり</p>	<p>「あいちビジョン2020」において、P72「…電力・熱融通を図るコーチェネレーション・プラントの導入…」、P36「…あいち産業科学技術総合センターの『燃料電池トライアルコア』における燃料電池関連の技術開発支援をはじめとする水素エネルギー産業の振興など、環境・新エネルギー産業を育成・振興していく」とあることから、上位方針との一貫性をとるという意味において重視すべきである。また、家庭用燃料電池については、現在、見直し中の「エネルギー基本計画」において、「…2020年140万台、2030年530万台の導入を…」と書き込まれ、その導入促進が重視されている。</p> <p>以上の理由から、スマート・コミュニティの形成促進において、燃料電池やコーチェネレーションを含む分散型エネルギーシステムの導入についても記述されたい。</p>	<p>スマート・コミュニティの形成促進においては、燃料電池やコーチェネレーション、ICTなど様々な技術を活用し、商業ビル等の電源・熱源の地域内ネットワーク化などに取り組んでまいります。</p>
19	<p>第4章 2020年度までの環境施策の方向</p> <p>2 「安全で快適に暮らせるあいち」に向けて</p> <p>◆生態系ネットワークの形成を意識した自然環境の保全</p>	<p>「本県の生物多様性は危機的な状況」であると書きながら自然環境保全地域の指定が現在の15カ所から平成28年度目標18カ所では少なすぎる。平成29年度以降は個別計画でとされているが、大幅に目標を引き上げるべきである。</p>	<p>御意見については、自然環境保全地域の指定拡大や見直しを進めていく際の参考とさせていただきます。</p>

20	<p>第4章 2020年度までの環境施策の方向</p> <p>2 「安全で快適に暮らせるあいち」に向けて</p> <p>◆生態系ネットワークの形成を意識した自然環境の保全</p>	<p>私は、40 年以上狩猟をやってきて、現在の獣害はなるべくしてなったものと考えている。昨今の大々的な町村合併の推進があり、山奥まで市となり、市中心部の規制がかけられ銃猟禁止となり、ゲームグランドが極端に減った。さらに、有害鳥獣駆除として活動しても、処分は廃棄物扱いしなければならず大変である。里地での狩猟規制の緩和をしないと、獣害を減らせない。</p>	<p>御意見については、今後の有害鳥獣対策の参考とさせていただきます。</p>
21	<p>第4章 2020年度までの環境施策の方向</p> <p>2 「安全で快適に暮らせるあいち」に向けて</p> <p>◆生態系ネットワークの形成を意識した自然環境の保全</p>	<p>人間は自然環境の中でしか生きることができないという共通認識が必要である。その上で環境（自然の恵み）を理解し、行動する人材を育てるためには、教育する場が必要となる。しかし、これを行うには既存の教育機関だけでは十分ではない。自然研究と教育および情報提供を一元的に行える施設と機関が必要である。愛知県の自然の保全・再生を進める上でもこのような自然史博物館のような施設や研究施設が欠かせないと考える。</p> <p>自然との共生が「主な施策の方針」に掲げられている。この保全と再生の取組を後押しし、地域の自然環境する興味関心を高める意味でも、上記の博物館は力となると考える。</p> <p>本計画中に、自然史博物館の設置をうたい、人材の育成拠点とすることを目標に明記する必要がある。</p>	<p>「あいち生物多様性戦略 2020」に基づき、自然環境や野生生物の継続的な調査や情報収集を行うとともに、環境調査センターの調査・研究機能の強化や、県内の野生生物や自然環境関係の既存施設とのネットワークづくりを進めてまいります。</p>

22	<p>第4章 2020年度までの環境施策の方向</p> <p>2 「安全で快適に暮らせるあいち」に向けて</p> <p>◆恵み豊かな伊勢湾・三河湾の環境の保全・再生</p>	<p>現在、県の海部建設事務所では、日光川水閘門の改修工事中ですが、この機会に今後50～100年にわたり、汽水域と淡水域を遮断する1枚の鉄扉でもって、原生的な付着藻類はじめ貝類の採取・分析データなどを得て、研究とともに資料を後世に残すことは大切なことなので、そのための観測施設を大学と共同設置することを提案する。</p>	<p>恵み豊かな伊勢湾・三河湾の環境の保全・再生に向け、引き続き、NPO、事業者、行政等の関係者が連携した取組を実施してまいります。</p>
23	<p>第4章 2020年度までの環境施策の方向</p>	<p>廃棄物に関する施策は、リサイクルと不適正処理の未然防止等はあるが、既に不法投棄され長年放置された産廃の撤去に取り組むような文言が全くない。</p> <p>不法投棄産廃について、見込みのない行為者への指導を続けて、問題を次代に先送りすることは避けなければいけないので、期限を決めての行政処分や撤去に取り組むことを施策に明記し、数値目標に掲げることを本計画に盛り込むよう求める。</p> <p>昨年環境省が発表した24年度分の産廃不法投棄の状況によれば、「(参考4) 不法投棄等の残存件数及び残存量(都道府県・政令市別、平成24年度末時点)」で、愛知県は40件、976,680トンとなっている。この中には「現に支障のおそれがある」に分類されているものも4件、310,586トン含まれている。これほどの不法投棄残存量がありながら、環境基本計画に一言も言及がないというのはおかしい。</p> <p>この量をどこまで減らすのか、目標を明確にして取り組むよう要請する。不法投棄産廃の撤去について「環境首都あいち」にふさわしい行動力を示すべき。</p>	<p>本計画中、「◆廃棄物の不法投棄などの不適正処理の未然防止」(45ページ)において、「不法投棄や過剰保管などの不適正な処理事例が見られることから、その未然防止や早期解決に向けた的確な対応が求められています」としており、県の主な施策・取組として、「市町村や警察、関係団体など、関係機関と連携した取組の強化」を記載しています。</p>

24	第4章 2020年度までの環境施策の方向 3 「県民みんなが行動するあいち」に向けて ◆健全な水循環の再生に向けた実践行動の促進	<p>閉鎖性の強い湾では河川からの流入水によるエスチュアリー循環による海水循環が貧酸素水塊への対策としても重要である。伊勢・三河湾の環境の保全・再生への施策、取組に両湾に流入する河川の水量の確保と増加の必要性を記述すべきである。</p>	<p>本計画中、「◆健全な水循環の再生に向けた実践行動の促進」(49 ページ)において、「県民一人ひとりの水環境に対する関心と理解を深め、水質改善に向けた身近な行動を促していきます。また、森・緑と川、海とのつながりを意識しながら、多様な主体が連携した取組を支援していきます。」と記載しています。</p>
25	第4章 2020年度までの環境施策の方向 3 「県民みんなが行動するあいち」に向けて ◆健全な水循環の再生に向けた実践行動の促進	<p>「健全な水循環の再生に向けた実践行動の促進」には賛成である。水循環で河川を考えれば源流から下流まで愛知県だけでなく近接県も関係している。流域の視点なしに水循環は考えられない。近接県との共同を含めた流域の視点を記載すべきである。</p>	<p>本計画中、「◆恵み豊かな伊勢湾・三河湾の環境の保全・再生」(44 ページ)において、「上流域や沿岸で隣接する県との連携を深め、効果的に取組を進めていきます。」と記載しています。</p>
26	第4章 2020年度までの環境施策の方向 3 「県民みんなが行動するあいち」に向けて ◆ごみの発生抑制・再使用を意識したライフスタイルへの変革	<p>電化製品や家具など買い換えではなく修理して使うことが資源とエネルギーの節約になる。修理して使うことの重要性と長所、利点を県が広報するべきである。また県が「修理・再生センター」のような場を設けることも検討してはどうか。</p>	<p>本計画中、「◆ごみの発生抑制・再使用を意識したライフスタイルへの変革」(51 ページ)において、県の主な施策・取組として、「リデュースとリユースの実践例の紹介等による『もったいない』の精神の普及啓発」を記載しています。</p>

27	第5章 計画の推進 1 計画の推進 (2) 計画の推進体制	「エ 広域的な連携」は賛成である。積極的に推進すべきである。	災害時の廃棄物対策や生物多様性の保全、鳥獣害対策での連携や、流域圏として河川や海域の浄化対策に取り組むなど、隣接県と連携した広域環境対策を推進してまいります。
28	第5章 計画の推進 2 計画の進行管理	年に1回（年度末もしくは年度初め）、進捗状況の報告を実施することを明示するとともに、進捗状況報告書の公表・説明会の開催（見直しが実施された場合は、見直し結果報告書の公表・説明会の開催）について言及する必要がある。	御意見を参考にしながら、「第5章 計画の推進」に掲げたP D C Aサイクルによって、適切な進行管理に努めてまいります。また、施策の進捗状況については、環境白書などにより県民の皆様にお示ししてまいります。
29	その他	多様な主体の説明の中で、「N P O」表示の箇所が多く出てくるが、NGOの存在も重要と考えられるので、「NGO／N P O」とした方が良いのではないか。	本計画における「N P O」は、社会や地域のために自主的に活動しているボランティア団体、市民活動団体、特定非営利活動法人などの非営利・非政府活動団体を指しています。 なお、第1章（3 ページ）において、「N P O（社会や地域のために自主的に活動しているボランティア団体、市民活動団体、特定非営利活動法人などの非営利・非政府の活動団体を指します。本計画において以下同じ。）」と表記することとします。
30	その他	「E S D」という言葉はわかりにくく、市民に受け入れられてないといわれているが、その原因は範囲が広すぎることである。人種問題や人権問題まで取り入れてはダメだ。	E S Dとは、持続可能な社会を支える担い手づくりのこととで、その基本的な考え方は、「我が国における『国連持続可能な開発のための教育の10年』実施計画（平成23年6月3日改訂、「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議）」により定義されています。 なお、E S Dに対する理解の浸透については、普及啓発活動やイベント開催などを通じて、引き続き積極的に取り組んでまいります。

31	その他	<p>本計画は、JR東海のリニア中央新幹線計画を推進し、前提とする「あいちビジョン 2020」に沿った環境政策の全体像を示す計画とされているが、現在の新幹線の3倍、4倍と言われる電力を消費し、そのルート建設では大規模な環境破壊、電磁波による人体への影響も懸念されるJR東海のリニア中央新幹線計画を推進し、前提とするのは環境基本計画にふさわしくない。現に、同事業の環境影響評価には多くの住民から事業への不安の声が寄せられ、また、愛知県をはじめ沿線各県の環境影響評価審査会等でも同社の環境影響評価に厳しい指摘が相次いでいる。</p> <p>中央新幹線が必要であるとしても、問題の多いリニア方式を選択せず、既存の中央線の高速化などの対応が現実的で環境負荷も少なく、地域の既存のネットワークも活用できる。「環境首都」を掲げる以上、同事業を単純に推進し、追隨することなく、同事業による環境影響に対しては、計画の変更も含む回避・低減を求めるべく監視、環境負荷の未然防止に努めることを明確に掲げること。</p>	<p>本計画は、愛知県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を示すもので、本県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。</p> <p>なお、御意見につきましては、個々の取組の参考とさせていただきます。</p>
32	その他	<p>知事は設楽ダムの建設推進を判断されたが、私はこれを支持する。建設に反対する人は水余りというが、農業適地の多い東三河での水利用を促進すれば、ブランド品開発でTPPに立ち向かえる。中小河川では、流れがなくなるのではなく、水温が上昇して底生生物、水生生物がダメージを受ける瀕枯れが問題であり、現場のことを見ていない人の声が大きすぎると思っている。</p>	

33	その他	田原市渥美町の免々田川は、一見きれいに見えるが、時々畜産ふん尿の上ずみが流されるらしく、においがすることがある。また、付近には畜産ふん尿処理場が稼働しており、大変な悪臭を放っている。田原市が直接指導できないのであれば、県から改善指導してほしい。	31・32に同じ
----	-----	--	----------